市では、ごみの不法投棄を防止する対策を行っています。しかし、残念ながら市内の不法投棄は後を絶ちません。皆さんで不法投棄をしない、させない環境をつくり、ごみのない住みよい日光市にしましょう。

不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、まちの美観を損ねるだけでなく、悪臭の原因や有害物質による土壌や水質の汚染につながる恐れがあるなど、私たちの生活に悪影響を及ぼす犯罪です。

不法投棄をした者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法律）により5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、またはその両方、法人は1億円以下の罰金に処されます。

「ポイ捨て」も不法投棄です

ごみの不法投棄と聞くと、上の写真のような光景を想像する方が多いのではないでしょうか。残念なことに、市内でも一度に多量のごみが投棄された場所が確認されています。こうした不法投棄は、主に家電製品や引っ越しの際の粗大ごみ、建築廃材などの産業廃棄物で、人けのない林道や人目につきにくい分譲地などに多く見られます。

家電製品や粗大ごみ、産業廃棄物以外でも、空き缶やたばこの吸殻を何気なく捨てる行為や、川や山に出かけてお弁当のごみを置いてきてしまう行為などのいわゆる「ポイ捨て」も不法投棄です。「このくらいならいいだろう」という気持ちで「ポイ捨て」が繰り返されれば、ごみがごみを呼び、ごみの山ができてしまいます。

不法投棄を防ぐためには

ごみを不法投棄した者（捨てた人や事業所など）は、法律により処罰の対象となるだけでなく、当然、投棄者の負担でごみを撤去・処分しなければなりません。市でも警察や県と連携して不法投棄現場の確認を行っており、実際に刑事事件となったケースもあります。

しかし、捨てられてしまったごみから投棄者を特定することは難しいのが実情です。投棄者が判明しない場合、土地や建物の所有者や管理者などが、他人が捨てたごみの撤去を行うことになってしまいます。また、市が管理する土地や施設などに不法投棄されたごみは、市民の皆さんからいただいた大切な税金を使って、撤去することになります。

不法投棄の対策において重要なのは、捨てられる前に防ぐことです。次の項目を参考に「ごみを捨てられない環境」を整えましょう。

- ■草刈りなどを行い、目隠しになるものをなくす
- ■囲いや塀などを設置し、容易に侵入できないようにする
- ■管理者名の看板や標識を設置する
- ■定期的に土地の点検や見回りをする
- ■ごみがごみを誘うことがあるため、自分のごみやごみと誤解されるものを放置しない
- ■地主が不在の土地（分譲地など）や管理者が不在の場所（廃工場など）
- ■腐食したドラム缶が並んでいる場所
- ■交通量が少ない道路に面した山林や原野、河川敷、農地など
- ■土砂などの採取場跡地や堆積場所など

※ただし、危険やトラブルが生じる恐れがあるため、次の行為はやめましょう。

- ○投棄者に注意や質問をする
- ○無断で私有地に入る
- ○みだりに現場の写真を撮る
- ○不審車両を追跡する

◎提供していただきたい不法投棄に関する情報

- ■場所はどこですか
- ■いつごろから行われて（捨てられて）いますか
- ■誰が行っていますか
- ■その場所は誰の土地ですか
- ■捨てられたごみの量はどのくらいですか
- ■ごみを運んでいる車の車種や色、ナンバーは分かりますか

※すべてが分からなくてもけっこうですので、分かる範囲で情報を提供してください。

「様子がおかしい」と感じたら、すぐに通報してください

市では職員によるパトロールを行い、不法投棄の早期発見や未然防止に努めています。しかし、広い市域を隅々まで監視することは困難です。そこで、不法投棄に関する情報を見たり聞いたりしたら、次の項目を参考に市への情報提供をお願いします。

◎不法投棄されやすい場所

- ■人目につきにくい場所

くわしくは　環境課　廃棄物係
☎(21)5152

不法投棄に関する市の制度をご利用ください

市では、ごみの不法投棄を防止、一掃するため次の制度を設けています。

◆不法投棄廃棄物回収等助成制度

不法投棄をした者が判明しない廃棄物（一部、対象とならないものがあります）を、個人または団体が回収・処理する際に、その費用の一部（回収費や処分費）を助成します。助成の申請にはまず、市が不法投棄廃棄物であることの確認を行う必要がありますので、助成を希望される方は環境課にご相談ください。

市内でも、このようなごみの不法投棄が後を絶ちません。

◆廃棄物不法投棄防止に対する報奨制度

不法投棄に関する監視活動や情報提供などにより、廃棄物の不法投棄の防止または早期発見に著しい功績があった方を報奨します。

報奨対象者	対象となる廃棄物の量	報奨の内容
常時、不法投棄の監視を続けるなど、その防止に多大な功績があったと認められる市民または市内の事業所・団体		感謝状 報奨金　5,000円
不法投棄廃棄物に関する情報提供によって、不法投棄をした者が判明し、かつ、不法投棄廃棄物が回収されるなど不法投棄廃棄物の早期発見および早期回収に多大な功績があったと認められる市民	1トン未満	感謝状 報奨金　3,000円
	1トン以上	感謝状 報奨金　10,000円